

総財務第271号
平成19年12月28日

各都道府県総務部長殿
(財政担当課、市町村担当課扱い)
政令指定都市財政局長殿
(財政担当課扱い)

総務省自治財政局財務調査課長

国立大学法人等に対する寄附金の支出等に関する取扱いについて

国立大学法人等（地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号。以下「再建法」という。）第24条に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ）に対する寄付金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するものの支出については、再建法第24条により原則禁止され、同条但書きに基づき、地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和30年政令第333号。以下「再建令」という。）第12条の3第7号の規定に基づく地方公共団体の要請に基づいた科学技術の研究若しくは開発又はその成果の普及（以下「研究開発等」という。）で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与する等の一定の要件を満たすものなどについてその例外が設けられているところですが、今般、「地方再生戦略」（平成19年11月30日地域活性化統合本部決定）において「国立大学法人への地方公共団体の寄附に関する制度の運用の改善を図る。」とされたこと等を受け、再建法における国立大学法人等に対する寄付金等に関し、今後の取扱いを下記のとおりとしますので通知します。

なお、この旨を速やかに貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いします。

記

第1 再建令第12条の3第7号の取扱いについて

- 1 再建令第12条の3第7号（以下「第7号」という。）の運用にあたっては、「地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令の運用上の留意事項について」（平成14年11月1日付総財務第126号各都道府県総務部長あて総務省自治財政局財務調査課長通知。以下「留意事項通知」という。）により通知されているところであるが、「地方再生戦略」やこれまでの運用実績等を踏まえ、今後の運用について以下の取扱いとするものであること。

- (1) 「科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及」に係る要件のうち

ち、「科学技術」については、自然科学分野が含まれることはもとより、人文科学、社会科学分野についても広く含まれることは既に留意事項通知により示されているところであるが、「その成果の普及」については、技術の移転をはじめ、市民講座など国立大学等の持つさまざまな研究・開発の成果を普及することが含まれるとされているところであり、例えば、地域における産業の振興その他住民福祉の増進に寄与するための人材の育成に係る活動（当該国立大学に学籍を有する学生に対する教育と認められる部分を含む。）についても、そのために新たに行われる部分や拡充される部分については原則含まれると考えられること。

(2) (1)について例示すれば、以下のような事例が考えられること。

- ・ 地域のものづくり振興の観点から、そのために必要な人材を育成するための講座や課程に必要な施設の無償貸与（通常より廉価での貸与を含む。以下同じ）
- ・ 地域の農林水産業振興の観点から、そのために必要な人材を育成するための遊休施設の無償貸与
- ・ 地域の食品産業の振興の観点から、地方公共団体が要請した研究開発等とともにその成果を学生に教育する経費を含む寄付講座への支出

この他、以下の事例についても留意事項通知に基づき原則として寄付金等の支出が可能な場合であると考えられること。

- ・ 国立大学法人等が行う地域の活性化につながる研究開発等の経費負担や当該研究開発等の用に供される研究施設に対する土地、建物等の無償貸与
- ・ 国立大学法人等と公立大学が連携して実施される研究開発等に対する経費負担や土地・建物等の無償貸与
- ・ 地域における産学官連携の推進や住民の福祉の向上を図るため設置される国立大学法人等へのサテライトオフィス、社会人等を対象とするサテライト教室等に係る経費負担や土地、建物等の無償貸与
- ・ 地方公共団体の施設を活用した産学連携型のインキュベーション施設への国立大学法人等の入居への無償貸与
- ・ 地域における産学官連携の推進や住民の福祉の向上を図るため実施される公開講座等各種事業に係る経費負担や建物等の無償貸与
- ・ 科学技術の理解増進を図るための各種イベントの開催、展示施設整備等のための経費負担や土地、建物等の無償貸与

なお、これまで第7号の対象として総務大臣の同意がなされた事例については、総務省のホームページに掲載するので参照されたいこと。

(3) 「研究開発等の実施に要する経費の負担」については、留意事項通知においては、地方公共団体の施設の使用料の減免を含むとされる一方、その対象は、

地方公共団体の要請に基づくなどの政令の要件を満たす研究開発等に利用される範囲、期間に限られるとされているところであるが、その範囲の判断にあたっては、当該国立大学法人等の負担すべき通常の研究開発等に係る経費の転嫁にならないものであると認められるものについては、個々具体の事例に即して柔軟に判断するものであること。また期間についても、一律の制限を設けることなく、当該地方公共団体の要請に基づく研究開発等に要すると認められる限り長期のものについても柔軟に対応するものであること。

(4)「当該国立大学等において通常行われる研究開発等」については、留意事項通知においても個々具体の事例に即して判断するとされているところであるが、例えば上記(2)の例示でいえば、当該地方公共団体の要請に基づき、新たに実施される研究開発等や従来の研究開発等が拡充された場合における当該拡充された部分については、原則として当該国立大学法人等において通常行われる研究開発等以外のものと考えて差し支えないこと。

2 第7号に係る寄付金等の協議の申出に当たっての留意事項については、「地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号に係る寄付金等の協議の申出に当たっての留意事項について」（平成18年3月31日付総財務第107号各都道府県総務部長・各政令指定都市財政局長あて総務省自治財政局財務調査課長通知、以下「旧申出通知」という。）により通知されているところであるが、今後の手続の簡素化・迅速化に資するため、旧申出通知を廃止し、以下のとおりの取扱いとすること。

ア 第7号に係る寄付金等の協議の申出に当たっては、地方財政再建促進特別措置法施行規則（昭和30年総理府令第66号）別記第九号様式の二に添えて、寄付金等の支出要件を確認するための資料として別記様式を提出すること。

イ 協議の申出に当たり、第7号の要件に該当するか否か不明な点等については、事前に当省に照会する場合において、上記様式によって照会した内容については、その回答を極力迅速化することとし、概ね1週間程度を目途に回答する予定であること。

ウ 地方公共団体からあった協議案件の審査については、処理を迅速化するため、事前審査の開始から総務大臣の同意等通知までの標準的な処理期間を原則2ヶ月以内とすることを目標とするので、申出を行う地方公共団体においても必要な協力をお願いしたいものであること。

第2 再建法で制限される寄付金等に該当しない国立大学法人等への支出等について

国立大学法人等に対する以下の支出等については、それが実質的に寄付金的

・負担金的性格を有するものでない限り、そもそも再建法で制限している寄付金等に当たらないものであるので、当該支出等について当省への協議は不要であること。

ア 地方公共団体が国立大学法人等に対して、試験、研究、その他地方公共団体の事務を委託した場合の委託費の支出

イ 地方公共団体や地方公共団体が設置する公立大学等が国立大学法人等と共同で行う研究開発等における当該地方公共団体が負担すべき支出

ウ 地方公共団体の施設について適正な単価による国立大学法人等への貸付け

エ 地方公共団体が国立大学法人等の施設を使用する場合における当該使用に伴う使用料・利用料としての当該国立大学法人等への支出

オ 地方公共団体が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣として国立大学法人等から医師等の派遣を受ける場合における当該労働者派遣契約に基づく支出

なお、国立大学法人等の教員・医師等が当該地方公共団体の事務に従事したこと等に伴って当該者に対して直接給付される当該地方公共団体の条例等に基づく費用弁償、報酬の支給等についても、同様であること。

(様式)

○ 地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号に係る寄附金等支出内容説明書

項目	説明
1 寄附の相手方	
2 寄附の内容	
3 寄附金等を支出する理由	

<p>4 地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号の要件該当性</p>	<p>(1) 地方公共団体の要請に基づくこと</p>	
	<p>(2) 科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及であること</p>	
	<p>(3) 地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与すること</p>	

	<p>(4) 当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるもの</p>	
	<p>(5) 研究開発等の実施に要する経費であること</p>	
	<p>(6) 当該国立大学法人等において通常行われる研究開発等と認められる部分が除かれていること</p>	